

広島県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十六年八月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十五年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十五年二月二十一日提出の「日本共産党広島県広島市東地区委員会」の平成二十四年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
日本共産党広島県広島市東地区委員会	（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出） 8,334,272 円	（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出） 資産等の内訳 建物 広島市中区 95.66 m ² 平成2年8月17日 18,000,000 円 18,000,000 円 18,000,000 円	平成二六年 三月二五日